

週休2日確保工事等試行要領

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県農林水産部水産局漁港課が発注する工事において、建設現場における週休2日を確保すること、技術者及び技能労働者が適切に休日を確保することにより、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目的としたものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

2 週休2日確保工事

(1) 週休2日確保工事

週休2日確保工事とは、本要領に基づき、週単位（完全週休2日（土日））、月単位又は通期で現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

1) 週単位（完全週休2日（土日））

対象期間において、全ての週で現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 月単位

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

3) 通期

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。

なお、年末年始（12月29日～1月3日）6日間、夏季休暇（土日除く）3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 週休2日の達成判断

週休2日確保工事の達成判断は、次のとおりとし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

1) 週単位（完全週休2日（土日））

対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。

1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、悪天候等による現場閉所日の振替など受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、受注者において事前に土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

2) 月単位

対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。

3) 通期

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

3 週休2日交替制工事

(1) 週休2日交替制工事

週休2日交替制工事とは、本要領に基づき、週単位（完全週休2日）、月単位又は通期で技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日に取り組む工事をいう

(2) 週休2日

1) 週単位（完全週休2日）

対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日間以上の休日確保する取組をいう。1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。

2) 月単位

対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保したと認められる状態をいう。

3) 通期

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保したと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。

なお、年末年始（12月29日～1月3日）6日間、夏季休暇（土日除く）3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適切でない期間は含まない。

また、下請けの対象期間は下請けの技術者又は技能労働者が当該現場に従事した期間とする。

(4) 技術者及び技能労働者

技術者とは施工管理を行う者を、技能労働者とは建設現場の直接的な作業を行う者をいい、施工体制台帳に記載がある元請負人及び下請負人のうち、当該現場での勤務期間が14日以上（休日を含む）の者を対象とする。

(5) 週休2日の達成判断

週休2日交替制工事の達成判断は、次のとおりとし、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

1) 週単位（完全週休2日）

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上の水準の状態をいう。

2) 月単位

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で休日率が、28.5%（8/28日）以上の水準に達する状態をいう。

3) 通期

対象期間内現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8/28日）以上の水準の状態をいう。

(6) 休日率

対象者の休日の割合の合計を対象者数で除した値とし、次式により算出する。

$$\Sigma (\text{対象者の休日日数} \div \text{対象期間の日数}) \div \text{対象者数} \times 100$$

(対象工事)

第3条 週休2日確保工事等は、愛媛県農林水産部水産局漁港課が発注する全ての工事を対象とする。ただし、取り組むことが適切でないと認められる工事は除く。なお、週休2日交替制工事については、漁港漁場関係工事（海岸工事を含む）、営繕工事は対象外とする。

2 週休2日確保工事等に取り組むものについては、全て発注時に通期の週休2日確保に取り組むことを指定し、特記仕様書（別紙1）を添付して対象工事であることを明示す

るものとする。

- 3 受注後、受注者は発注者と協議のうえ、次の取り組みに変更することができる。なお、担い手確保の目的に鑑み、可能な限り週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事に取り組むものとする。

- (1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事
- (2) 月単位の週休2日確保工事
- (3) 週単位（完全週休2日）の週休2日交替制工事
- (4) 月単位の週休2日交替制工事
- (5) 通期の週休2日交替制工事

（現場閉所日の確保）

第4条 週休2日確保工事に取り組む場合は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

- 2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。なお、週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

- 3 現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行わないこととする。ただし、以下に該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。

- (1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
- (2) 現場見学会等、現場を公開するもの。
- (3) 発注者の指示によるもの。

- 4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

（実施方法）

第5条 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休2日確保を反映したものとする。

- 2 受注者は、第3条第3項により取組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は次のとおり実施することとする。

- (1) 週単位（完全週休2日（土日））又は月単位の週休2日確保工事

工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週単位（完全週休2日（土日））又は月単位の週休2日確保を反映したものとする。

- (2) 週単位（完全週休2日）、月単位又は通期の週休2日交替制工事

受注者は、週単位（完全週休2日）、月単位又は通期の週休2日交替制工事を実施する場合、各取組みに応じた技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載した施工計画書を発注者に提出するものとする。

- 3 受注者は、工事途中に工事打合簿に理由を記載し通知することで、週休2日の取り組みを次のとおり変更することができる。

- (1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事は、月単位若しくは通期の週休2日確保工事又は週単位（完全週休2日）、月単位若しくは通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
- (2) 月単位の週休2日確保工事は、通期の週休2日確保工事又は月単位若しくは通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
- (3) 通期の週休2日確保工事及び月単位の週休2日交替制工事は、通期の週休2日交替制工事に変更することができる。
- (4) 週単位（完全週休2日）の週休2日交替制工事は月単位又は通期の週休2日交替制工事に変更することができる。

- 4 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事又は週休2日交替制工事である旨を周知す

るものとする。

- 5 受注者は、第4条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。
- 6 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率又は休日率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。
- 7 受注者は、工事途中で週休2日確保工事又は週休2日交替制工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

(費用の計上)

第6条 第5条第2項により週単位（完全週休2日（土日））（漁港漁場関係工事（海岸工事を含む）は除く）若しくは月単位の週休2日確保又は週単位（完全週休2日）若しくは月単位の週休2日交替制（漁港漁場関係工事（海岸工事を含む）及び営繕工事は除く）に取り組んだ工事については、変更請負契約において、各取り組みに応じた補正係数をそれぞれの経費に乗じるものとする。

【漁港漁場関係工事（海岸工事を含む）及び営繕工事を除く】

(1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保適用工事

労務費	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 3

(2) 月単位の週休2日確保適用工事

労務費	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 1
現場管理費率	1. 0 2

(3) 通期の週休2日確保適用工事

労務費	1. 0 0（補正しない）
共通仮設費率	1. 0 0（補正しない）
現場管理費率	1. 0 0（補正しない）

(4) 週単位（完全週休2日）の週休2日交替制適用工事

労務費	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 3

(5) 月単位の週休2日交替制適用工事

労務費	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 2

(6) 通期の週休2日交替制適用工事

労務費	1. 0 0（補正しない）
現場管理費率	1. 0 0（補正しない）

(7) 週休2日確保工事等取りやめ

労務費	1. 0 0（補正しない）
共通仮設費率	1. 0 0（補正しない）
現場管理費率	1. 0 0（補正しない）

(8) 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、上記補正の対象としない。

(9) 市場単価の補正については、別紙2のとおりとする。

(10) 土木工事標準単価の補正については、別紙3のとおりとする。

【漁港漁場関係工事（海岸工事を含む）】

(1) 月単位の週休2日確保適用工事

・漁港漁場関係工事積算基準により積算した工種

労務費	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 2
現場管理費率	1. 0 3

・土木工事標準積算基準により積算した工種

- | | |
|--------|--------|
| 労務費 | 1. 0 2 |
| 共通仮設費率 | 1. 0 1 |
| 現場管理費率 | 1. 0 2 |
- (2) 通期の週休2日確保適用工事
- ・ 漁港漁場関係工事積算基準により積算した工種

労務費	1. 0 0 (補正しない)
共通仮設費率	1. 0 0 (補正しない)
現場管理費率	1. 0 0 (補正しない)
 - ・ 土木工事標準積算基準により積算した工種

労務費	1. 0 0 (補正しない)
共通仮設費率	1. 0 0 (補正しない)
現場管理費率	1. 0 0 (補正しない)
- (3) 週休2日確保工事取りやめ
- | | |
|--------|----------------|
| 労務費 | 1. 0 0 (補正しない) |
| 共通仮設費率 | 1. 0 0 (補正しない) |
| 現場管理費率 | 1. 0 0 (補正しない) |
- (4) 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、上記補正の対象としない。
- (5) 市場単価等の補正については、別紙4のとおりとする。

【営繕工事】

複合単価の労務単価について、以下に掲げる補正係数を乗じて補正する。

- (1) 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保適用工事
- | | |
|--------|--------|
| 労務費 | 1. 0 2 |
| 現場管理費率 | 1. 0 1 |
- (2) 月単位の週休2日確保適用工事
- | | |
|-----|--------|
| 労務費 | 1. 0 2 |
|-----|--------|
- (3) 通期の週休2日確保適用工事
- | | |
|-----|----------------|
| 労務費 | 1. 0 0 (補正しない) |
|-----|----------------|
- (4) 週休2日確保工事取りやめ
- | | |
|-----|----------------|
| 労務費 | 1. 0 0 (補正しない) |
|-----|----------------|
- (5) 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、上記補正の対象としない。
- (6) 市場単価、補正市場単価及び掲載価格（市場単価以外の材工単価）（以下「市場単価等」という。）は、別紙5により補正する。

（工事成績評定）

- 第7条 通期の週休2日確保又は通期の週休2日交替制を達成した工事については、工事成績評定の「工程管理」で加点評価を行う。週単位（完全週休2日（土日））若しくは月単位の週休2日確保又は週単位（完全週休2日）若しくは月単位の週休2日交替制を達成した工事については、追加で加点評価を行う。
- 2 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

（留意事項）

- 第8条 週休2日確保工事等の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。
- (1) 工事を一時中止した場合は、週休2日が確保できる工期を延期する。
 - (2) 施工箇所点在における対象工事の場合、工事全体として判断する。
 - (3) 現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。

（アンケート調査等）

- 第9条 発注者が週休2日確保工事等に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

(入札公告)

第10条 週休2日確保工事の試行にあたっては、入札公告において対象工事である旨を示すものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、平成30年7月12日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

(別紙 1)

週休 2 日確保工事等の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）

(対象)

第 1 条 本工事は、週休 2 日確保工事等試行要領（以下、「要領」という。）に基づく週休 2 日確保工事の試行対象工事である。

(対象工事)

第 2 条 受注後、受注者は発注者と協議のうえ、次の取り組みに変更することができる。
なお、担い手確保の目的に鑑み、可能な限り週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日確保工事に取り組むものとする

- (1) 週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日確保工事
- (2) 月単位の週休 2 日確保工事
- (3) 週単位（完全週休 2 日）の週休 2 日交替制工事
- (4) 月単位の週休 2 日交替制工事
- (5) 通期の週休 2 日交替制工事

(現場閉所日の確保)

第 3 条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

- 2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。なお、週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日確保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行っていれば、完全週休 2 日（土日）を達成しているとみなす。
- 3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行っていない。ただし、以下のものは除く。
 - (1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
 - (2) 現場見学会等、現場を公開するもの。
 - (3) 発注者の指示によるもの。

(実施方法)

第 4 条 工事請負契約書第 3 条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休 2 日確保を反映したものとする。

- 2 受注者は、第 2 条第 1 項により取組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は次のとおり実施することとする。
 - (1) 週単位（完全週休 2 日（土日））又は月単位の週休 2 日確保工事
工事請負契約書第 3 条に基づき受注者が提出する工程表は、週単位（完全週休 2 日（土日））又は月単位の週休 2 日確保を反映したものとする。
 - (2) 週単位（完全週休 2 日）、月単位又は通期の週休 2 日交替制工事
受注者は、週単位（完全週休 2 日）、月単位又は通期の週休 2 日交替制工事を実施する場合、各取組みに応じた技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載した施工計画書を発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は、工事途中に工事打合せ簿に理由を記載し通知することで、週休 2 日の取組みを次のとおり変更することができる。
 - (1) 週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日確保工事は、月単位若しくは通期の週休 2 日確保工事又は週単位（完全週休 2 日）、月単位若しくは通期の週休 2 日交替制工事に変更することができる。
 - (2) 月単位の週休 2 日確保工事は、通期の週休 2 日確保工事又は月単位若しくは通期の週休 2 日交替制工事に変更することができる。

(3) 通期の週休2日確保工事及び月単位の週休2日交替制工事は、通期の週休2日交替制工事に変更することができる。

(4) 週単位（完全週休2日）の週休2日交替制工事は月単位又は通期の週休2日交替制工事に変更することができる。

4 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事又は週休2日交替制工事である旨を周知するものとする。

5 受注者は、第3条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

6 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率又は休日率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

7 受注者は、工事途中に週休2日確保工事又は週休2日交替制工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

(費用の計上)

第5条 週単位（完全週休2日（土日））（漁港漁場関係工事（海岸工事を含む）は除く）若しくは月単位の週休2日確保又は週単位（完全週休2日）若しくは月単位の週休2日交替制（漁港漁場関係工事（海岸工事を含む）及び営繕工事は除く）に取り組んだ工事については、要領第6条に基づき設計変更を行い、各取り組みに係る費用を計上するものとする。

(アンケート調査等)

第6条 発注者が週休2日確保工事等に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(別紙2)

市場単価の補正について

市場単価は、土木工事標準積算基準書第VI編第2章市場単価に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

週休2日補正後の市場単価 = (補正前単価×週休2日の補正係数) ×加算率・補正係数

名称	区分	週休2日確保工事		週休2日交替制工事	
		月単位	週単位	月単位	週単位
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グレーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01

※通期の週休2日確保工事及び通期の週休2日交替制工事は補正しない。

(別紙 3) 土木工事標準単価の補正について

土木工事標準単価は、土木工事標準積算基準書第VI編第1章土木工事標準単価に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

週休2日補正後の土木工事標準単価 = (補正前単価 × 週休2日の補正係数) × 加算率・補正係数

名称	区分	週休2日確保工事		週休2日交替制工事	
		月単位	週単位	月単位	週単位
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

※通期の週休2日確保工事及び通期の週休2日交替制工事は補正しない。

(別紙4)

漁港漁場関係工事（海岸工事を含む）における市場単価の補正

市場単価は、漁港漁場関係工事積算基準第4章市場単価に記載のあるもののうち、漁港漁場工事市場単価を対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

労務費補正後市場単価 = 標準市場単価(施工規模等補正後) × 補正係数

工種	市場単価 補正係数
底面工	1.01
マット工(アスファルトマット設置)	1.00
支保工	1.02
足場工	1.01
鉄筋工	1.02
吊鉄筋工(吊鉄筋・吊バー)	1.02
型枠工	1.02
コンクリート打設工(ポンプ打設)	1.02
コンクリート打設工(ポンプ打設以外)	1.02
止水板工	1.02
上蓋工	1.02
伸縮目地工	1.01
係船柱取付工	1.02
防舷材取付工	1.02
車止・縁金物取付工	1.02

工種	市場単価 補正係数
係船柱・防舷材・車止撤去工	1.02
電気防食工	1.02
防砂目地板取付工(陸上施工)	1.02
防砂目地板取付工(水中施工)	1.02
吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.02
港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物塗装)	1.01
ペトロラタム被覆工	1.02
現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.02
現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.02
かき落とし工	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
汚濁防止枠設置・撤去	1.01
灯浮標設置・撤去	1.01
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.00
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.02
異形ブロック製作 型枠工	1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
異形ブロック製作 給熱養生	1.01

(別紙 5)

営繕工事における市場単価等の補正

市場単価等については、以下により補正する。

1 市場単価及び補正市場単価

市場単価及び補正市場単価は、以下の表 A-2、表 E-2 及び M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 新営補正率
- ・ 補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・ 市場単価 × 改修補正率
- ・ 補正市場単価 × 改修補正率

※ 「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) による。

※ 執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3) ロ. 基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A-2、表 E-2 及び M-2 の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

2 物価資料に掲載された材工単価

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、当該掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

工 種	摘 要	月単位及び週単位の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位及び週単位の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位及び週単位の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22